

認定対象となる類型と認定基準の適用関係（現行との比較）

認定対象となる類型（行っている事業と指定業種の関係）			認定基準の適用関係
平成24年10月31日までの取扱い （現行の取扱い）	平成24年11月1日以降の取扱い （下線部が追加される類型）		（認定対象となる類型に応じて適用される認定要件。下線部が平成24年11月1日以降追加される部分）
<b>【事業と指定業種の関係①】</b> 1つの指定業種に属する事業のみを行っている。	<b>【事業と指定業種の関係①】</b> 1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、 <u>行っている事業が全て指定業種に属する。</u>	➡	<b>【認定要件①】</b> 企業全体の売上高等の減少等が認定基準（（イ）、（ロ）、（ハ）のいずれか）を満たす。
<b>【事業と指定業種の関係②】</b> 兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。	<b>【行っている事業と指定業種の関係②】</b> 兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。	➡	<b>【認定要件②】</b> 主たる業種及び企業全体の売上高等の減少等の双方が認定基準（（イ）、（ロ）、（ハ）のいずれか）を満たす。
/	<b>【行っている事業と指定業種の関係③】</b> 兼業者であって、 <u>1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている。</u>	➡	<b>【認定要件③】</b> <u>行っている事業が属する指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによつて、企業全体の売上高等の減少等が認定基準（（イ）、（ロ）、（ハ）のいずれか）を満たす。</u>

※主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

【主な変更点】

- (1) 平成24年10月31日までの取扱い（現行の取扱い）では、兼業者の場合、主たる業種が指定業種であることが要件となっているが、平成24年11月1日以降の取扱いでは、指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っていれば認定の対象となり得る。これにより、上記表の「認定対象となる類型」とそれに対応する「認定基準の適用関係」に下線部が追加される。（詳細は、別添（セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要）を参照）
- (2) 兼業者であるかどうかは、現行の取扱いでは、日本標準産業分類（平成14年3月改訂版）の中分類で複数の業種に属する事業を行っているか否かで判断していたが、平成24年11月1日以降は、日本標準産業分類（平成19年11月改定版）の細分類で複数の業種に属する事業を行っているか否かで判断する。